

◆交通事故相談所のご案内◆

「車社会」の中で生活している私たち。交通事故は、予期せぬときに発生します。もし、交通事故に巻き込まれたらどうすればいいか、みなさんをご存じですか？

損害賠償などについて双方の主張が食い違っていたり、無理難題を言われたり…そんなことでお困りの方に、滋賀県では無料・相談内容秘密厳守で、交通事故相談を実施しています。専門の相談員が親切に相談に応じますので、お気軽にご相談ください。

◆滋賀県立交通事故相談所 大津本所
大津市松本1丁目2-1 大津合同庁舎3階 TEL 077-528-3425
FAX 077-528-4918

面接相談・電話相談：月曜日～金曜日

◆滋賀県立交通事故相談所 彦根分室
彦根市元町4-1 湖東合同庁舎2階 TEL 0749-27-2230
面接相談：火曜日・木曜日
電話相談：月曜日～金曜日

<土・日・祝日・年末年始は休み 9時から12時および13時～16時まで>

*巡回相談：電話で予約してください。お近くの県の合同庁舎へ相談員が出向きます。日時、場所等詳細は各交通事故相談所へお尋ねください。

★交通遺児にご支援を★

公益財団法人おりづる会は、交通事故で親を亡くされた交通遺児に対し、経済的な支援等を行う団体として、昭和45年に設立されました。

おりづる会では、主に次の事業を中心に子どもたちへの支援を行っており、これらの事業は、皆様方の善意の寄付により支えられています。

交通遺児のために、皆様の温かいご支援をお願いします。

○経済援護事業 (いずれも返還の義務はありません。)

☆小・中・高校へ入学される方への祝金や中学卒業後就職される方への就職仕度金を支給しています。

☆新入学給付金や就職支度金の支給対象とならない方へは、学年進級支援金を支給しています。

☆高校卒業時に卒業祝金を支給しています。

☆小・中・高校生に奨学金を支給しています。

(月額 小学生5,000円、中学生7,000円、高校生10,000円)

○厚生援護事業

☆学校の休みの日を利用してレクリエーションを実施しています。

(今年度は、7月12日に「リニア・鉄道館、名古屋港水族館」を予定しています。)

☆遺児家庭、関係者等が一堂に会し、クリスマスのつどいを開催しています。

(今年度は、12月13日に琵琶湖ホテルで実施する予定です。)

○広報事業

☆年2回機関紙を発行し、本会の催しなどを紹介しています。

公益財団法人 おりづる会

連絡先 大津市京町四丁目1-1 県庁 交通政策課内

電話番号 077-528-3682 (直通)

(振込先 滋賀銀行県庁支店・普通預金 126751)